

別表十(五)

19欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に
係る所得又は連結所得の金額の損金算入又は
益金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度

・
・

法人名

()

別表十五

平二十四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

I 日本船舶による収入金額に係る所得又は連結所得の金額の損金算入額又は益金算入額の計算											
日本船舶・船員確保計画の認定日		1	平	・	・	認定計画に記載された計画期間		2	平	・	・
日本船舶ごとの純トン数に応じた利益の金額の計算											
一 日 当 た り 利 益 金 額 の 計 算	日本船舶の名称	3									
	日本船舶の純トン数	4	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン
	(4)のうち1,000トン以下の純トン数	5									
	(5) × $\frac{1}{100} \times 12$	6	円	円	円	円	円	円	円	円	
	(4)のうち1,000トン 10,000トン以下の純トン数	7							トン	トン	トン
	(7) × $\frac{1}{100} \times 90$	8							円	円	円
	(4)のうち10,000トン 25,000トン以下の純トン数	9							トン	トン	トン
	(9) × $\frac{1}{100} \times 60$	10							円	円	円
	(4)のうち25,000トン超の純トン数	11							トン	トン	トン
	(11) × $\frac{1}{100} \times 30$ 円	12							円	円	円
日本船舶の一日当たり利益金額 (6) + (8) + (10) + (12)	13										
日本船舶の持分比率	14										
日本船舶の稼動日数	15	日	日	日	日	日	日	日	日	日	
日本船舶の純トン数に応じた利益の金額 (13) × (14) × (15)	16	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
損金算入額又は益金算入額の計算											
日本船舶外航事業に係る 所得又は連結所得の金額 (別表十(五)付表一「25」)	17							損金算入額 (17) - (18)	19		円
日本船舶の純トン数に応じた利益の金額の合計額 (16)の合計額	18							益金算入額 (18) - (17)	20		
II 日本船舶・船員確保計画の認定を取り消された場合の益金算入額の計算											
認定の取消日	21	平	・	・	計画の認定を取り消された場合の益金算入額 (25)の合計		22			円	
前金額の 合計に 損額の 計算に 算入された	事業年度又は連結事業年度	日本船舶外航事業に係る所得又は連結所得の金額		日本船舶の純トン数に応じた利益の金額の合計額		損金算入額 (23) - (24)					
		23		24		25					
	平	円		円		円					
	平										
	平										
	平										
	平										
	平										
合計											

19欄

対外船舶運行事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例を適用している場合(損金算入額がある場合)には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の62の2第1項」
②区分番号に、「10206」
③適用額欄に、当該別表十(五)19欄の金額(円単位)を記載してください